

答 申 第 3 2 号

平成 25 年 12 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定に
ついて（答申）

平成 25 年 5 月 1 日付け諮問第 9 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定の日 to 特定の者に対して行われた軽油引取税及び不申告加算金の決定処
分に関する調査報告書

答 申

第 1 審議会の結論

本件事案において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 25 年 2 月 21 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成 25 年 2 月 28 日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

3 異議申立て

平成 25 年 3 月 26 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った（以下「本件異議申立て」という。）。

4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、平成 25 年 2 月 6 日付けで異議申立人に対して行われた軽油引取税及び不申告加算金の決定処分に関する調査報告書である（以下「本件対象公文書」という。）。

5 諮問

平成 25 年 5 月 1 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、本件対象公文書を公開せよ。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書で述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

- (1) 異議申立人は、軽油引取税及び不申告加算金の決定処分を受けたが、疑問に思える部分がある。県税事務所は決定処分について説明責任があるが、職員の説明には矛盾点があり、個人の見解なのか県の見解なのかもわからない。本件対象公文書は、真実が記載されているかわからない公文書であるため、確認検証しなければならない。本件対象公文書の公開を求める。
- (2) 納税者に十分説明するに当たっては、公文書を公開することが誠実な態度である。頑なに公開を拒否する姿勢は、納税者の立場を微塵も考慮しておらず、早期解決を遅らせ、公平性もなく、県政を守護する姿勢だけである。
- (3) 異議申立人は、今回の課税処分に対し審査請求を行ったが、審査請求の進めるに当たって当方には資料がない。そのために本件対象公文書を是非公開してほしい。

第4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

1 調査報告書に記載された情報

軽油引取税及び不申告加算金の決定処分に関する調査報告書は、当該決定処分の基礎となる課税要件事実について、職員が質問検査権を行使して取りまとめた税務調査の報告書である。この事務に関して知り得た情報は地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務の対象になる。

調査報告書には、軽油引取税の調査に係る各種情報（調査実施の事実、調査対象者（取引先を含む。）、調査経緯、調査内容、事情聴取内容等）及び課税に係る各種情報（申告の有無、課税要件事実の認定、課税標準量（取引数量）の算定、更正決定等の有無、税額、加算金額等）が記載されている。

2 非公開の理由

(1) 本件対象公文書の存否情報の非公開情報該当性

本件対象公文書は特定の法人に対して行った税務調査に係る調査報告

書である。これが存在しているか否かを答えるだけで条例第6条に規定する次の非公開情報を公開することとなり、条例第9条の規定に該当することから、本件対象公文書の存否を明らかにすることはできない。

ア 条例第6条第2号

本件対象公文書の存否を答えるだけで、調査対象者に対する税務調査や不申告に対する決定処分等の事実の有無の情報を公開することになり、法人等の名誉、信用、社会的評価等が損なわれることから、本件対象公文書の存否情報は、条例第6条第2号に規定する「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」に該当する。

イ 条例第6条第4号

本件対象公文書の存否を答えるだけで、地方税に係る調査事務に関して知り得た秘密を漏らすことになり、地方税法第22条の守秘義務に違反することになることから、本件対象公文書の存否情報は、条例第6条第4号に規定する「法令の規定により、公にすることができない情報」に該当する。

(2) 非公開情報の全請求者への一律適用

非公開情報は、請求者のいかににかかわらず、一律に適用されるものであることを前提としていることから、本件対象公文書については、当事者からの請求であっても、存否を明らかにすることはできない。

第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書の条例第9条該当性について

異議申立人は、異議申立人に対する軽油引取税及び不申告加算金の決定処分に関する調査報告書の公開を請求した。これに対し、実施機関は、条例第9条に該当することを理由に非公開決定を行った。

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第6条第2号及び第4号の非公開情報を公開することになり、条例第9条の規定に該当することから、存否を明らかにせずに非公開決定を行ったと説明するので、以下検討する。

(1) 条例第9条、第6条第2号及び同条第4号について

ア 条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、

当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、同条は、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

イ 条例第6条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、非公開とすることを定めている。

同号は、法人等の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止するために定められたものである。

ウ 条例第6条第4号は、「法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示により、公にすることができない情報」について、非公開とすることを定めている。

(2) 本件対象公文書の存否情報の非公開情報該当性について

ア 本件対象公文書は、特定の法人に係る軽油引取税及び不申告加算金の決定処分に関する調査報告書であるから、この存否を明らかにすれば、当該法人が軽油引取税の調査を受けた事実の有無が明らかになる。

イ 税務調査を受けた法人は、一般に、税の申告について何らかの問題がある又はその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高い。法令遵守が重視される中で、特定の法人が調査を受けたという事実の有無を明らかにした場合、当該法人の信用、社会的評価に影響が及び、事業活動に支障が生じるおそれがあると認められる。

このことから、特定の法人が調査を受けた事実の有無に関する情報を公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるということができる。

ウ よって、本件対象公文書の存否情報は、これを公にすることにより、公開請求の対象である特定の法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第2号に該当するものである。

エ なお、実施機関は、本件対象公文書の存否情報は条例第6条第4号にも該当すると主張するが、上記で述べたとおり、同条第2号に該当すると認められることから、第4号の該当性については判断するまで

もない。

(3) 本件対象公文書の条例第9条該当性について

以上のことから、本件対象公文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第2号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に該当するものと判断できる。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件対象公文書は異議申立人本人（法人）の自己情報であることから、異議申立人には開示すべきとの趣旨を主張している。

公開請求に対しては原則公開とする条例第6条は、公にすることにより支障が生じる場合に非公開としていることから、公開するか否かは、不特定多数者へ公開した場合の支障の有無によって判断することになる。

したがって、たとえ本人（法人）からの自己情報開示請求であっても、請求者が誰であるかは考慮されないものであり、第三者から請求があった場合と同様に扱うことになるのであって、異議申立人の上記主張は採用できない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 25 年 5 月 1 日	・ 諮問書の受領
平成 25 年 5 月 21 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 25 年 6 月 3 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 25 年 7 月 16 日 第 2 部会 (第 23 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 9 月 9 日 第 2 部会 (第 24 回)	・ 異議申立人代表者から意見聴取 ・ 審議
平成 25 年 10 月 28 日 第 2 部会 (第 25 回)	・ 審議
平成 25 年 11 月 29 日 第 2 部会 (第 26 回)	・ 審議
平成 25 年 12 月 4 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久
委 員 梶 山 卓 司
委 員 中 西 一 人
委 員 前 田 雅 子
委 員 正 木 靖 子